

講演：シューベル・ペドーシク・サービス（鈴木義光先生）

平成 15 年 4 月 6 日（日）於：飯田橋セントラルプラザ

シューベル・ペドーシク・サービスの鈴木です。私の資格は、日本の義肢装具士ではなく、アメリカの資格「ペドーシスト」です。アメリカではこのために、国家試験に合格する必要があります。足は非常に難しい部位であるため、このような足専門の装具士免許が必要となります。「ペドーシスト」とは、(1) 足の病気・酷使・損傷により生じた問題を緩和するために足の装具を作る、(2) 履物のデザインや製造、部分修正をほどこし足に適合するものを作る、というものです。アメリカでは 1950 年代にポリオが大流行し、患者であるルーズベルト大統領の支援もあって、専門制度が導入されました。日本との制度の違いもあり、日本の国家資格である義肢装具士とは性質が異なっています。アメリカで 1940 年代の確立された制度では、大学での理学士資格取得→病院でのインターン→国家資格取得という厳しいプロセスが必須です。アメリカでは、1956 年ごろからポリオ患者の需要が増加し、ペドーシストの重要性が注目されてきました。「ペドーシスト」とは、簡単にいうと、「人間の歩行・運動」をアレンジするものです。

専門の医学知識・経験をもとに、医師の指示に従って作業しますが、「ペドーシスト」は独自の意見をもって、最高の製品作りを心がけています。「ペドーシスト」は世界で 1400 名、日本では私が第一号であります。私の経験では、日本の装具技術に遅れを感じ、このためアメリカへ留学しました。ここで介護学や病理学を学び、実習を重ね、この資格を得ました。アメリカでは、整形外科医・足病医・ペドーシストのチーム医療がなされています。【処方】：整形外科医・足病医が患者さんの足を診断し、処方箋を作成→患者さんはそれを持ち「ペドーシスト」のところへ→「ペドーシスト」はそれを再評価し→患者さんにとってかえってマイナスになるときはドクターとより適切な方法を話し合います→仮にうまく治療がいかなかった場合の責任は、医師ではなく「ペドーシスト」が負うこととなります（アメリカの場合か？）。ですから、「ペドーシスト」はドクターと対等なレベルでの話し合いができるよう病気についての勉強をしています。資格は有効期限が 1 年間で、向こう 3 年間で必要な単位を取得していかないと資格を剥奪されてしまいます。

◎自分の疾患の状態をよく知った上で、妥協せず合った補装具をつけることが大切です。

◎出来上がった補装具が合わないと感じたり、不具合があったときは遠慮なく作製者にその旨を伝えることが大切です。患者さんと相互理解のうえでよりよい状態にもっていく努力をしています。

◎脚長差について・・・ポリオの患者さんは、もともと脚長差があるということでバランスをとって歩いているのに、無理に健常者の歩き方にそろえると（脚長差をそろえる）身体にダメージを与えることもあります。

◎シューベル・ペドーシク・サービスでは、遠方に住んでいる患者さんが補装具をオーダーするにあたり整形外科の診察の予約をはじめ、患者さんの状態をしっかりとチェックし、作製するにあたっての手続きの仕方など詳しく説明し、相談に乗っております。

☆補装具、補装具の作成方法、健康保険作製と手帳作製の違い、耐用年数、修理・調整についてはポリオの会 参考資料 参照。

☆ 足の骨格と関節についてはポリオの会 参考資料 参照。

テープ起こし：桑島涼子

平成15年4月6日(日) 飯田橋セントラルプラザ

ポリオの会 参考資料

作成：シューベル／鈴木義光

☆補装具(靴型装具、足底装具)とは

靴型装具とは、外で履くための外履き靴のことです。

一般的には出来合の整形靴を使用しますが、足の状態によっては特殊靴を作製します。靴の種類は短靴、チャッカ靴、半長靴等があります。

靴本体だけの場合であったり、足型から作製した中敷きも含まれる場合もあります。

これは医師や福祉事務所の判定医の処方(採型か採寸)によって違いがあります。

足底装具とは、一般的には室内用の足底板とされています。

形態や種類は処方する医師や、装具会社によって色々あります。

どういう形態の物が出来るのか、作製依頼時にお医者様や装具会社の方にお尋ねしておいた方が良いでしょう。

☆補装具を作製する方法

1. 健康保険(国民健康保険、社会保険、共済保険など)で作る。
2. 身障者障害手帳(障害者福祉)で作る。
3. 生活保護法で作る。
4. 自費で作る。

★健康保険を使って作製する方法

この場合は医師(整形外科医など)の装具を必要とする「証明書」または「診断書」「意見書」注1)が必要です。

ほとんどの病院には装具会社が入り込んでいますので、その装具会社で作製することになります。しかし出入り業者以外の装具会社に作製を希望される場合は、その旨を医師に説明して証明書だけをもらって下さい。

その証明書を持って作製を希望される装具会社へ依頼します。

依頼時にご自分の意向をはっきり伝えた方が良いでしょう。

作製する装具はあくまでも治療用ですので、デザイン等はある程度限られてきます。

装具代金は一時全額立替となります。立て替えた代金は必要な書類を揃えて各保険窓口へ還付手続きをすることによって、払戻を受けることができます。

還付される割合は、ご自身の保険負担割合によって変わってきます。

たとえば医療費3割負担の方は7割が還付されます。

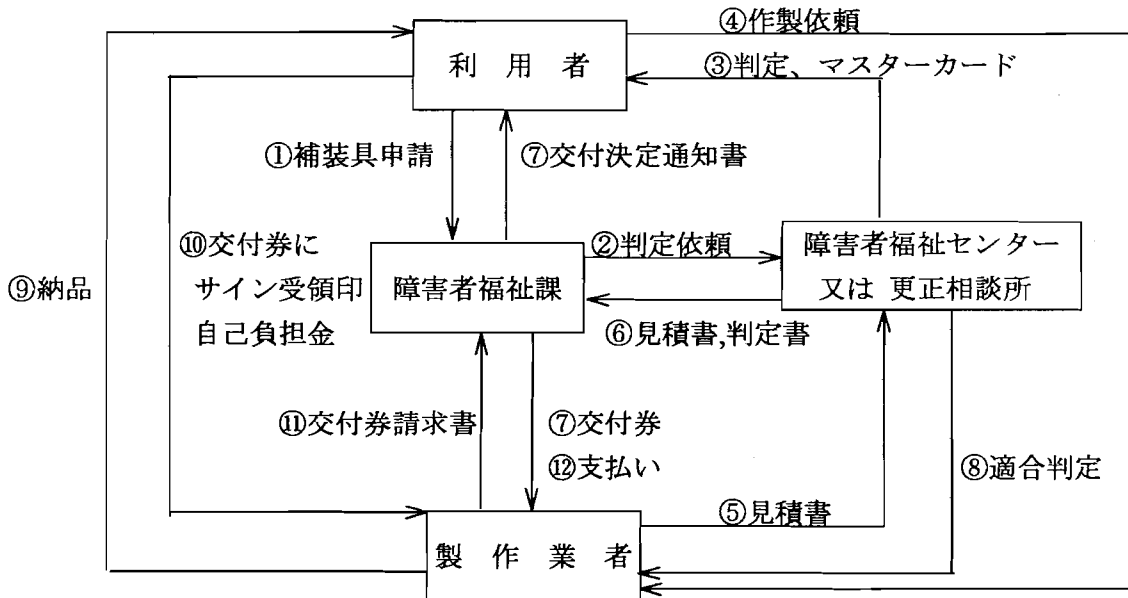
装具代金はだまかで、靴型装具(短靴)が10万円前後、足底装具が4万円前後となります。金額は処方内容によって変わってきます。

製作期間は早ければ1週間ぐらいですが、特殊靴などの場合は約1~2ヶ月かかります。

注1) 国保の場合、窓口で「治療用装具を必要とする意見書」が用意されています。この用紙を医療機関に持ち込んで記入してもらった場合は書類作成料はかかりません。

★障害者手帳を使って作製する方法 (すでに障害者手帳をお持ちの場合)

1) 身障者センター、更正相談所へ行って判定を受ける場合



- ① 福祉課に補装具の作製を申請します。(世帯を共にしている人全員の収入証明書等必要)
- ② 福祉課が障害者福祉センターへ判定を依頼します。
- ③ 障害者福祉センター又は指示された病院へ行き判定を受けます。
東京都の場合はマスターカードが出ます。
- ④ マスターカードを持って業者へ依頼します。
- ⑤ 装具会社が見積書を福祉センターへ送ります。(直接福祉課へ送る場合もあります)
- ⑥ 福祉センターから福祉課へ見積書、判定書が送られます。
- ⑦ 福祉課より利用者へ交付決定通知書が送られ、製作者へ交付券が送られます。
(交付決定通知書、交付券共に利用者へ送られる場合もあります。)
- ⑧ 業者は装具を作製し、完成後福祉センターにて適合判定を受けます。
(適合判定の前に業者のところで仮合わせをし不具合部分を調整します。)
- ⑨ 適合判定に合格したら装具をお渡しします。
- ⑩ 受領したら交付券にサインと受領印を押印して業者へ渡します。
自己負担金が発生しているときは業者へ支払います。
(収入やお住まいの市町村区の条例により自己負担金の有無が決まります)
- ⑪ 業者は交付券に請求書を付けて福祉課へ請求します。

2) 書類判定の場合

同じ処方の装具の再作製を申請する場合は書類申請のみで作製出来ます。

詳しくは障害者福祉課又は製作者へお問い合わせ下さい。

(同じ装具を作製する場合でも判定が必要な場合もあります。)

障害者手帳で作製する場合は、申請からお渡しまで約1～2ヶ月となります。

☆健康保険作製と手帳作製の違い

健康保険で作製する装具は、治療を目的とします。

保険医が治療上必要があると認めて、装具等の治療用装具を業者に作らせて患者に装着させた場合には、患者が業者に対して支払った装具代金について、その代金の限度内で療養費として還付することになっています。

よって先にも書きましたが、装具代金は全額一時立て替えとなります。

業者に代金支払後、領収書・領収明細書・診断書等を添えてお住まいの国民健康保険課やお勤め先の保険担当者等に提出後、審査を経て還付されます。

手帳で作製する装具は、職業その他の日常生活を容易にすることを目的とします。

対象者は6級以上で下腿障害と記載されている方です。

福祉センター等の判定を要し、また財源も限られた中での作製となりますのでご希望される装具がすべて交付されるとは限りません。

たとえばチャッカブーツを希望されても短靴となる場合もありますし、外履きと内履きを希望されてもどちらか1点となることもあります。

しかし交付された内容との差額を業者へ自己負担することによって、ご希望に近い装具を作製することは可能です。

装具代金は自己負担金がある場合以外は一切必要ありません。その自己負担金もお住まいの市町村区の条例で負担制度がある場合もあります。

☆耐用年数

基本的に靴型装具は1年半、足底装具は2年とされています。

これは健康保険、手帳で作製しても同じです。

しかし上記期間に限らず、修理不能や消耗の度合いによってはその限りではありません。

上記期間以内に再度作製希望の場合は、

健康保険の場合は国民健康保険課や社会保険事務所等に保険で再作製可能かあらかじめ確認してみてください。

手帳の場合は福祉課の窓口へお問い合わせ下さい。

☆修理・調整に関して

特に障害者の方の足は変化していきます。常にその足の状態での調整が必要です。

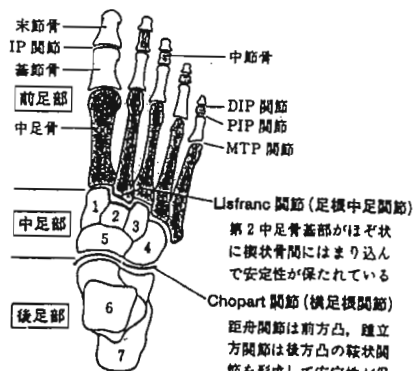
足に合わなくなったと感じたり、関節等が痛くなったら遠慮せずに調整してもらいましょう。

靴型装具、足底装具は部位にもよりますが修理可能です。特にソールの減りは骨格を狂わせる原因ですので早めの修理・交換をお勧めします。

修理代金は健康保険で作製した場合は全額自己負担となります。手帳で作製した場合は修理も申請できますので福祉課へお問い合わせ下さい。しかしこの場合は修理券が出てからの修理となりますので、約1ヶ月程お待ちいただきます。

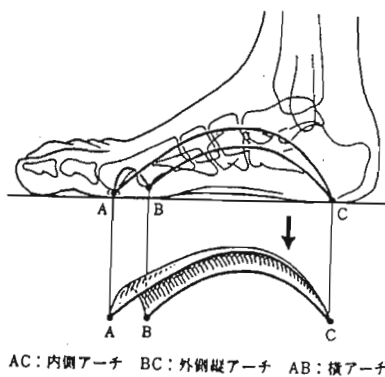
作成：装具会社（株）アイ・ビー・エス 許可なくコピー転写を禁ず。

足の骨格と関節



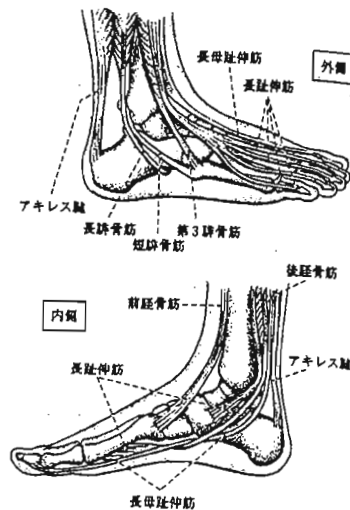
1. 第1楔状骨 2. 第2楔状骨 3. 第3楔状骨 4. 立方骨
 5. 舟状骨 6. 距骨 7. 踵骨

足のアーチ

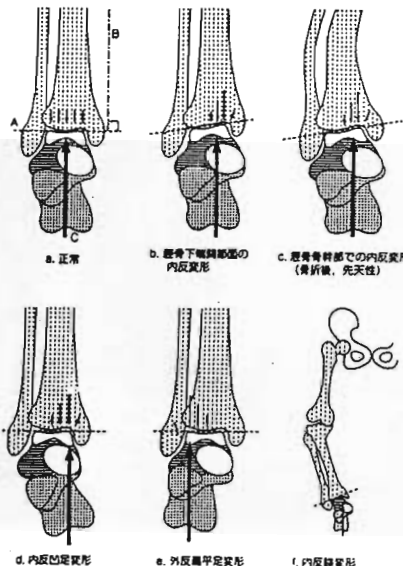


AC:内側アーチ BC:外側アーチ AB:横アーチ

足の主な筋腱

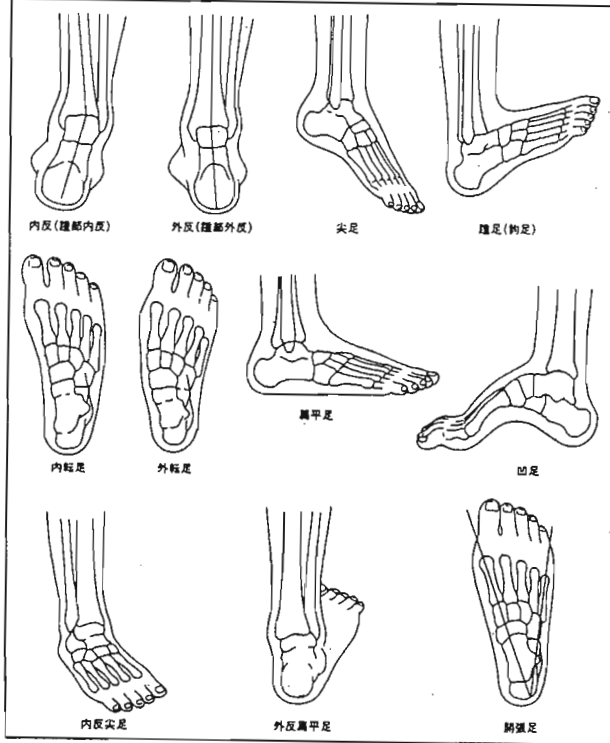


足関節部のアライメント



破線A:脛骨下端関節面 破線B:距骨軸 矢印C:舟状骨脛骨下端関節面の小矢印は脛骨軸力の分布を示す

足の変形



足の疾患:

年齢別や性別によって生じる疾患がある。
 履き物による影響も大きく、近年の外反母趾の異常増加は、下駄・草履から靴へと生活様式の変化によるところが極めて大きい。
 職業によっても足部は大いに影響を受け、立ち仕事、重量物の運搬、決められた履き物を履かなければならない職業などによって、特有の変化が足に生じやすい。
 スポーツ歴も種目により特有のスポーツ障害や外傷を生じやすい。
 足の疾患には、ある種の扁平足、凹足、麻痺足など、家族性に発生して遺伝の関与が考えられる疾患がある。

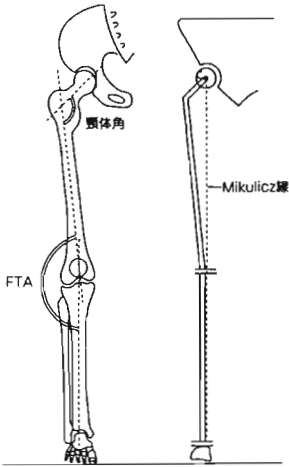
足部の変形例:

内反、外反、尖足、踵足、内転、外転、扁平足、凹足、開張足、外反母趾、強剛母趾、槌足、陥入爪、鶏眼(魚の目)、胼胝(たこ)、変形性足関節症、アキレス腱滑液包炎、踵骨棘、足底筋膜炎、足根骨癒合症その他。

下腿部の変形

下腿のアライメント

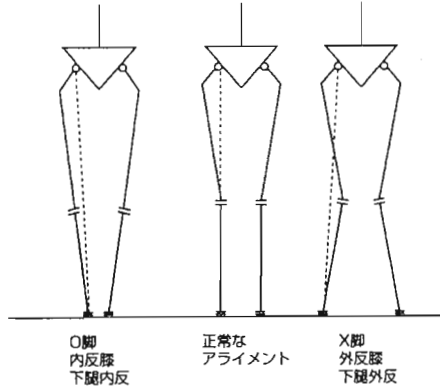
図1



頸体角、平均125°
 FTA (Femoro-Tibial Angle) :
 大腿頸骨角、平均175°

膝および下腿のアライメントとアライメント不良

図2

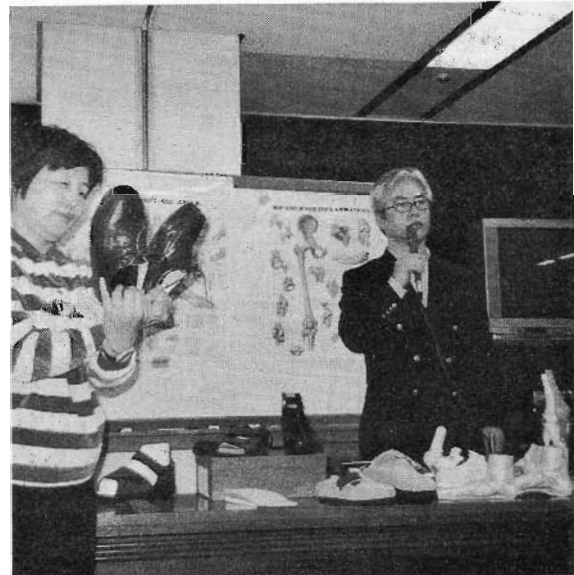
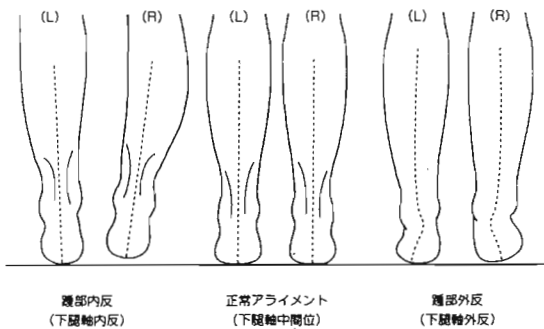


FTAが大

FTAが小

踵部のアライメント

図3



IBS Corp./Shuh-Bell 2003

**足の保存療法センター
 シューベル・ペドローシク・サービス**

靴型装具・足底装具・整形外科靴・足底板・靴の加工、修理等、
 足専門のペドローシスト（足装具士）が医学的な見地から全てをサポートします。
 作成後も責任を持ってフォローしますのでご安心下さい。
 足や靴でお困りの方はどんなことでもご相談下さい。

* 各種健康保険、身障者手帳での作成は
 ご相談下さい。

営業時間：

月-金 10:00-18:00

土 11:00-17:00

日、祝 休み 前日までの完全予約制です。

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-29-11

電話 03-3370-5683